

CDM 理事会第 27 回会合

2006 年 10 月 29 日－11 月 1 日 ドイツ・ボン

検討事項 (“Proposed Agenda and Annotations” 要約)

(原文は[こちら](#))

2006 年 10 月 26 日

文責 信岡洋子

CDM理事会検討事項の概要

- ① CDM-AP(信任パネル)関連では、複数の運営機関の有効化審査・検証・認証における信任を検討するほか、スポットチェックの結果をもとに対象 DOE の対処を決める。
- ② 方法論の検討については、3 件の新方法論の承認(A 判定)を含む Meth パネルの提案が検討される。
- ③ 政策・プログラム CDM をめぐる「政策 (policy)」「プログラム活動(programme of activities)」の定義について Meth パネル案を検討する。
- ④ Meth パネルが作成した追加性立証ツールとベースライン選定ツールを組み合わせた「Combined tool」案を検討するとともに、既存の追加性立証ツールの改定が必要かどうか審議する。
- ⑤ 吸収源 CDM、小規模 CDM 関連事項については、それぞれ関連ワーキンググループの会合が前回 CDM 理事会以降なかったため、特に検討事項はなし。
- ⑥ CDM プロジェクト登録、CER 発行については、レビュー申請が提起されたプロジェクトを検討しレビューを実施するか検討するとともに、レビュー済みのものはその結果をもとに対処を決める。

1. 運営機関の信任

2006 年 10 月 13－15 日に CDM-AP(信任パネル)が開催された。CDM 理事会では、信任パネル提出の[第 14 進捗報告](#) (対象期間：9 月 6 日～10 月 15 日)をもとに検討事項を審議する。

複数の DOE 候補について特定のスコープで有効化審査、検証・認証で信任するか決定する予定で詳細は機密。その他、スポットチェックが実施されたある DOE の信任を一時的に取り消すか、そのまま維持させるか信任パネルの提案 (内容は機密)をもとに審議する。前回の CDM 理事会で決定した新たな 2 件の DOE のスポットチェックについても、信任パネルが検討した結果 (内容は機密)が CDM 理事会に提出される。

2. ベースライン及びモニタリングの方法論

Methパネル第23回会合がドイツ・ボンで2006年10月9日から11日に行われた ([Methパネル第23回会合レポート](#)参照)。CDM理事会ではMethパネルからの提案内容を検討する。

2-1. 新方法論提出状況

現在CDM理事会とMethパネルによる検討が進んでいる方法論については以下のホームページを参照 (<http://cdm.unfccc.int/methodologies/PAmethodologies/publicview.html>)。

(1) CDM理事会に承認を提案する方法論案 (A判定)

NM0110-rev: ブラジルの木炭製造におけるメタン排出削減 ([MethパネルレポートAnnex1](#))

NM0133-rev: タイの新規プランテーションからのバイオ燃料を用いた発電 ([MethパネルレポートAnnex2](#))

NM0151: ブラジルのガス配給パイプライン交換プロジェクト ([MethパネルレポートAnnex3](#))

(2) 差し戻し提案する方法論案 (B判定)

なし

(3) 不承認提案する方法論案 (C判定)

NM0158: メキシコのバス交通システムの試験プロジェクト

NM0184: インドにおける呼気冷却(inlet air cooling)の改修を通じてのガスタービンの効率改善

NM0190: ホンジュラスにおける重油燃料を用いたトリジェネレーション (熱、電気、冷却) プロジェクト

(4) Meth パネルからプロジェクト参加者に改善を求める予備提案 (Preliminary recommendation) が提案された新方法論

NM0185、**NM0187**、**NM0188**、**NM0189**、**NM0191**

(5) Meth パネルで検討が終わらず次回に決定が持ち越された方法論案

NM0150-rev、**NM0186**、**NM0192**

2-2. 承認済み方法論の改訂

プロジェクト参加者やDOEからの問い合わせやインプットを受けて、Methパネルは [ACM0004](#) (Methパネル第 23 回会合レポート [Annex 7](#) 参照)、[ACM0006](#) (同 [Annex 8](#))、[AM0025](#) (同 [Annex 4](#))、[AM0028](#) (同 [Annex 5](#))、[AM0034](#) (同 [Annex 6](#)) を見直した。CDM 理事会はこの見直し提案を検討する。

なお、前回CDM理事会が合意しなかった小規模CDM方法論 [AMS I.D.](#) の改訂案は、Methパネルは再考したもの (Methパネルレポート [Annex 9](#)) を小規模ワーキンググループが次回の会合 (12月上旬) で検討することとした。

2-3. ベースライン選定と追加性立証ツール

既存の追加性立証ツールの改善と追加性立証ツールと新しく策定するベースライン選定ツールを一体化させたツール(“combined tool”)を優先的に検討するよう、COP/MOP1 の決定のもと、CDM 理事会は以前より Meth パネルに要請していた。CDM 理事会は、Meth パネルがパブリックインプットやこれまでの追加性立証ツール適用事例を考慮したうえで、これらを検討していた。

今次会合では、CDM理事会はMethパネルが提案するCombined tool (Methパネル第 23 回会合レポート [Annex10](#)) を検討するとともに、既存の追加性立証ツールを改訂すべきか検討する。

2-4. プログラム CDM

CDM 理事会の要請にこたえて Meth パネルが改訂した「プログラム」、「政策」の定義オプション案を検討する。

Methパネル案 (第 27 回CDM理事会Annotations to the Proposed Agenda [Annex 1](#))

○「政策 (Policy)」の定義：政策とは、国の地方政府、地域政府もしくは中央政府が特定の目標を達成するという意図のステートメント (statement of intent) であり、政策の目標達成のための制度の設立 (執行当局、インセンティブ・罰則体系、認証制度の設立など) は政策の「実施・執行」である。従って、政策そのものはCDMプロジェクトとはみなされない。

E-タイプの政策 (2001 年 11 月のマラケシュアコード採択以降に実施された、GHG排出量を削減するような政策) 以外の政策について、当該政策の目標の達成を立証することにより、政策が執行されているとして当該政策をCDMプロジェクトとみなすことはできない。しかし、政策が執行されず、意図した目標が達成されていない場合、当該政策目標の達成を促す手段 (means) はCDMとみなされうる。これは個々にCDM(single activities registering as CDM project activities)として、もしくはプログラム活動(a programme of

activities)として登録できる。

(例えば、政策の目標を達成しなければならない主体(例：RPS 制度の電力会社)の対策は、既存の実施・執行状況では目標が守られない場合、上記 E-1 の条件と合えば CDM プロジェクトとなりうる。)

○ 「プログラム活動 (Programme of Activities)」の定義

1. プログラム活動は1国における GHG 排出量削減のための複数のプロジェクトをひとつにまとめたもの。プログラム活動の物理的境界は複数にまたがってもよいが、それぞれの参加国 DNA からの承認レターが必要。
2. それぞれの「プログラム活動」は複数のプロジェクトタイプをまとめたものでもよい。タイプごとに別々の PDD が提出されなければならない。
3. 個々のプロジェクト活動全てが、技術的もしくは経済的支援という手段を通じて、(複数のプロジェクト活動をまとめた)「プログラム活動」の結果として実施されるものであること。GHG 排出削減対策の実施という個々のプロジェクト活動は自主的なもの(もともと政府の強制的な政策や基準ではないということ)であること。国・地域・地方政府の(強制力のある)政策や基準が存在しても、実際は執行されていないことを立証できる場合は、プロジェクト活動によって実施が実現される(政府の)強制的な GHG 排出削減対策も CDM になりうる。
4. プログラム活動にふくまれる個々のプロジェクト活動は、直接的で真の、測定可能な排出削減をもたらすものであること。
5. 個々のプロジェクト活動は跡をたどることが(traceable)できなければならない。つまり、排出削減量の検証ができること(例えば、「効率的な照明器具の普及」というような小規模な行動をとりまとめたものであれば、統計的なサンプリングに基づくものでもよい)。
6. プログラム活動は、政府や政府機関を含め、いかなる調整・管理機関(coordinator/managing entity)によっても実施されうる。
7. GHG 排出削減活動の直接的な実施者は、必ずしも調整・管理機関と同じである必要はない。
8. クレジット期間について：
オプション1：「プログラム活動」のクレジット期間はある1期間(更新可能あるいは固定)とし、個々のプロジェクトが異なるクレジット期間を有してもよく、「プログラム活動」のクレジット期間内ならいつでも開始してよい。ただし、クレジット期間の終了については、「プログラム活動」のクレジット期間の終了をもって、「プログラム活動」を構成する)個々のプロジェクト活動のクレジット期間も終了する。「プログラム活動」のクレジット期間が更新されれば個々のプロジェクトのクレジット期間は維持されることとなる。

オプション2:「プログラム活動」のクレジット期間はある1期間(更新可能あるいは固定)とし、「プログラム活動」を構成する全てのプロジェクト活動はプロジェクトタイプごとにクレジット期間を有することができる。「プログラム活動」のクレジット期間が個々のプロジェクト活動のクレジット期間よりも先に終わるものでも、「プログラム活動」の期間が更新されれば、個別のプロジェクト活動のクレジット期間も維持される。また、「プロジェクト活動」の期間が更新されても、個別のプロジェクトが固定のクレジット期間を選択している場合は、当該個別プロジェクトの期間は更新できない。

次回のMethパネルは11月27日-12月1日開催予定。

方法論案提出の第18ラウンド締め切りは2006年2月5日。

3. 吸収源 CDM、小規模 CDM 関連事項

前回のCDM理事会以降、上記のワーキンググループは開催されていないため、これらに関する検討事項は特になし。

4. CDM プロジェクトの登録

登録のためにこれまで提出されたプロジェクトに関する情報は[こちら](#)。

2006年10月26日現在、登録プロジェクト数は375件。

4-1. 登録申請にレビューリクエストが提出されたプロジェクト

CDM理事会では、今会合前にレビューリクエストが申請された6件のプロジェクト(<http://cdm.unfccc.int/Projects/review.html> の「EB27」の6件)を検討し、レビューを実施するかそれともレビューなしで登録を承認するか決める。レビューを実施するのであればレビューの範囲を話し合うとともに、レビューチームを結成する。

対象プロジェクト:インド小規模水力発電(レファレンス番号:522)、インドのセメント製造(454)、インド苛性ソーダ製造工場での排熱・天然ガスの効率利用(500)、インドHFC破壊(499)、インド小規模風力発電(564)、ブラジル小規模水力(530)

5-2. レビューチームのレビュー結果

レビューが完了した3件のプロジェクトにつき、レビューチームの結果を検討する。

http://cdm.unfccc.int/Projects/under_review.html

対象プロジェクト:ブラジルの鉄鉄プラントにおける高炉ガス発電(410)、アルゼンチンの開放サイクルガスタービンからコンバインドサイクルへの改修(443)、ブラジルの製鉄所

における燃料油・電力・LPG から天然ガスへのエネルギー転換(474)

5. CER の発行・CDM 登録簿

CER の発行状況は [こちら](#)。

2006 年 10 月 26 日現在、16,767,110 CERs が発行された。

6-1. CER 発行レビュー申請があったプロジェクト

2 件に提起されたレビュー申請を検討し、レビューを実施するか、申請された CER を発行するか決定する。

対象プロジェクト：韓国ウルサン HFC 破壊(003)の 477,341CERs、インド風力(310)の 162,638CERs

6-2. レビューチームのレビュー結果

レビューが完了した 3 件の CER 発行申請につき、レビューチームの結果を検討する。

対象プロジェクト：スリランカの小規模水力(085)の 107,008CERs、メキシコ糞尿メタン 2 件 (163、150) の 2,345CERs、3,301CERs

6. その他

資金面等 CDM の運営計画、関係主体 (DNA、DOE、政府間機関、NGO など) との意見交換の計画・結果、COP/MOP に提出する CDM 理事会年次報告書の追加分などに関して話し合われる予定。

以上